

伊勢市公報

第479号
令和7年10月20日
月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢やすらぎ公園墓地基金条例	7
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例	12
○ 伊勢やすらぎ公園墓地条例	14
○ 伊勢市上水道給水条例及び伊勢市公共下水道条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市消防団条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例等の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
規 則	
○ 伊勢市総合計画審議会規則の一部を改正する規則	34
○ スマートシティ伊勢推進構想策定委員会規則等を廃止する規則	36
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	38
○ 伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	40
○ 伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則	42
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程	44
告 示	
○ 道路の区域変更について	46
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	47
公 告	
○ 公示送達	48
○ 公示送達	50
○ 公示送達	53
○ 第3期伊勢市生活排水対策推進計画の策定について	54
○ 公示送達の公告事項の変更について	55
○ 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の案の縦覧について	56
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	57
公 表	
○ 令和6年度定期監査等結果に対する措置状況について	58
○ 令和6年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	71

伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第 37 号

伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例
(伊勢市総合計画条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市総合計画条例（平成 29 年伊勢市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「15 人」を「20 人」に改め、同条第 6 項を同条第 12 項とし、同条第 5 項の次に次の 6 項を加える。

6 審議会に、特別の事項について調査審議をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

7 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

9 専門委員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

10 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

11 専門委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(伊勢市附属機関条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部スマートシティ伊勢推進構想策定委員会の項から伊勢市まち・ひと・しごと創生会議の項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（伊勢市総合計画条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 伊勢市総合計画審議会の委員の定数のうち、第 1 条の規定による伊勢市総合計画条例第 8 条第 2 項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに委嘱され、又は任命された伊勢市総合計画審議会の委員の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から、その委嘱又は任命の際現に伊勢市総合計画審議会の委員である者の任期満了の日までとする。

（伊勢市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日においてスマートシティ伊勢推進構想策定委員会、伊勢市行政改革推進委員会又は伊勢市まち・ひと・しごと創生会議の委員等、臨時委員等又は専門委員等である者の任期は、第 2 条の規定による改正前の伊勢市附属機関条例別表第 1 又は第 6 条第 3 項若しくは第 4 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第38号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 土地又は建物について証明する場合は、土地は7筆までをもって、建物は7棟までをもって、土地及び建物を併せたときは7物件までをもって、それぞれ1件とする。ただし、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、1筆又は1棟をもって1件とする。

第2条第3項を削る。

別表第1に次のように加える。

4 土地又は建物に関する証明書の 交付（1の項及び前項に掲げるものを除く。）	1件につき 200円
---	------------

備考 3の項及び4の項の規定の適用については、第2条第2項第4号の規定にかかわらず、土地は5筆までをもって、建物は5棟までをもって、土地及び建物を併せたときは5物件までをもって、それぞれ1件とする。ただし、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、1筆又は1棟をもって1件とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する証明書に係る手数料について適用し、同日前に交付する証明書に係る手数料については、なお従前の例による。

伊勢やすらぎ公園墓地基金条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第39号

伊勢やすらぎ公園墓地基金条例

(設置)

第1条 伊勢やすらぎ公園墓地の円滑な運営を図るため、伊勢やすらぎ公園墓地基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の設置の目的のため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 40 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 項及び第 7 条中「保険医療機関」を「保険医療機関等」に改める。

第 8 条中「保険医療機関において」を「保険医療機関等において」に、「当該保険医療機関」を「当該保険医療機関等」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける場合
- (2) 受給資格者又は保護者等が受給資格証の提示に代えて電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報（福祉医療費の助成の申請に必要な情報を含む。）を取得し、及び閲覧することができる
とき。

第 9 条第 3 項及び第 4 項中「保険医療機関において」を「保険医療機関等において」に、「当該保険医療機関」を「当該保険医療機関等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第41号

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市子育て支援センター条例（令和元年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市明倫子育て支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢やすらぎ公園墓地条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第42号

伊勢やすらぎ公園墓地条例

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地として、伊勢やすらぎ公園墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

(位置)

第2条 墓地は、伊勢市旭町444番地1に置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓所 墳墓等を設置するため区画された墓地の区域をいう。
- (2) 永代管理個人墓地 第6条において準用する第5条第1項の許可を受けた墓所であって、市が管理するものをいう。
- (3) 焼骨等 焼骨、焼骨に代わる遺品その他これらに準ずるものをいう。
- (4) 墳墓等 焼骨等を埋蔵する施設及びこれに付随する碑石等の工作物をいう。

(目的外使用の禁止)

第4条 墓所は、焼骨等の埋蔵の目的以外に使用することはできない。

(一般使用の許可)

第5条 墓所を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請して、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「一般使用許可」という。）をしたときは、一般使用許可証を交付する。

3 一般使用許可には、墓地の管理上必要な範囲内で制限又は条件を付す

ることができる。

- 4 一般使用許可証の交付を受けた者は、当該一般使用許可証を亡失し、又は当該一般使用許可証が滅失したときは、その旨を市長に届け出て、一般使用許可証の再交付を受けなければならない。

(永代管理使用の許可)

第6条 前条の規定は、一般使用許可を受けた墓所を永代管理個人墓地として使用しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「一般使用許可」とあるのは「永代管理使用許可」と、同項及び同条第4項中「一般使用許可証」とあるのは「永代管理使用許可証」と、同条第3項中「一般使用許可」をあるのは「永代管理使用許可」と読み替えるものとする。

(一般使用許可等を受けることができる者)

第7条 一般使用許可を受けることができる者は、営利を目的としない者とする。

- 2 永代管理使用許可を受けることができる者は、前項に規定するもののほか、自己の死亡後に自己に代わって引き続き墓所を使用しようとする者（祭祀を主宰する者に限る。）がいない60歳以上の者であって、自己の死亡後にその焼骨等の埋蔵をすることを希望するものとする。

(永代管理個人墓地の使用及び管理)

第8条 永代管理個人墓地の使用及び管理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 永代管理個人墓地には、永代管理使用許可において定める者の焼骨等に限る、埋蔵することができる。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。
- (2) 永代管理使用許可を受けた墓所に設置された墳墓等の所有権は、永代管理使用許可の日又は次条第3項の永代管理手数料の納付の日のいずれか遅い日の翌日において市に帰属する。

- (3) 永代管理個人墓地及び当該永代管理個人墓地に設置された墳墓等は、当該永代管理個人墓地に係る永代管理使用許可において定める者の全ての者が死亡した時から33年を経過するまでの間は、市が管理する。
- (4) 市長は、前号に規定する期間が経過したときは、当該墳墓等を撤去し、当該永代管理個人墓地に埋蔵されている焼骨等を所定の場所に改葬するものとする。
- (5) 永代管理個人墓地に係る第16条の規定の適用については、同条中「当該墓所を原状に復して返還しなければならない」とあるのは、「当該永代管理個人墓地に埋蔵されている焼骨等を改葬しなければならない」とする。

(使用料等)

第9条 一般使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、墓所1平方メートルにつき年額900円の管理手数料を納付しなければならない。

3 永代管理使用許可を受けた使用者は、別表第2に定める永代管理手数料を納付しなければならない。この場合において、永代管理手数料の納付があったときは、その納付後における管理手数料は、徴収しない。

(使用料等の納付)

第10条 使用料は、一般使用許可を受けた際に納付しなければならない。

2 管理手数料は、毎年度、規則で定めるところにより、当該年度分を納付しなければならない。

3 永代管理手数料は、永代管理使用許可を受けた際に納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第11条 既納の使用料、管理手数料及び永代管理手数料は、還付しない。

ただし、市長は、未使用の場合に限り、使用料、管理手数料及び永代管理手数料の全部又は一部を還付することができる。

(管理手数料の減免等)

第12条 市長は、使用者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、管理手数料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(墳墓等の設置等の制限等)

第13条 市長は、墓所における墳墓等の設置（設置した墳墓等の改造を含む。）につき墓地の管理上必要な制限を付し、若しくは条件を付し、又は措置を命ずることができる。

2 墳墓等の規格は、市長が別に定める。

(変更の届出)

第14条 使用者は、氏名、住所その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用者の地位の承継等)

第15条 使用者の死亡その他の理由により新たに祭祀を主宰する者となった者は、市長の承認を受けて、墓所の使用者の地位を承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、永代管理使用許可を受けた使用者の地位は、承継することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による承継をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 第1項又は第2項の場合を除くほか、墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(墓所の返還)

第16条 使用者は、墓所を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出て、当該墓所を原状に復して返還しなければならない。この場合において、第5条第2項の一般使用許可証（永代管理使用許可を受けている場合にあっては、一般使用許可証及び第6条において読み替えて準用する第5条第2項の永代管理使用許可証）を市長に返還するものとする。

(墓所を使用する権利の消滅)

第17条 墓所（永代管理使用許可を受けた墓所を除く。）を使用する権利は、当該墓所の使用者が死亡した日から5年又は当該使用者が所在不明となった後5年を経過し、かつ、当該使用者の地位を承継する者がいないときは、消滅する。

2 前項の規定により墓所を使用する権利が消滅したときは、市長は、当該墓所に設置された墳墓等を撤去し、又は当該墓所に埋蔵されている焼骨等を所定の場所に改葬することができる。

(行為の制限)

第18条 何人も、墓地においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 墓地の施設及び設備を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 貼り紙等をし、又は広告を表示する行為
- (3) 行商、募金その他これらに類する行為
- (4) その他墓地の管理上支障があると認められる行為

(一般使用許可等の取消し)

第19条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般使用許可又は永代管理使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地に関する法令、この条例、この条例に基づく規則その他の規程

に違反したとき。

(2) この条例の規定により付された条件又は第13条第1項の規定による命令に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、一般使用許可、永代管理使用許可若しくはこの条例の規定による承認を受け、又は管理手数料の徴収を免れたとき。

2 前項の規定により一般使用許可を取り消された者は、直ちに墓所を原状に復して返還しなければならない。この場合において、第5条第2項の一般使用許可証（永代管理使用許可を受けていた場合にあっては、一般使用許可証及び第6条において読み替えて準用する第5条第2項の永代管理使用許可証）を市長に返還するものとする。

3 第1項の規定による一般使用許可又は永代管理使用許可の取消しにより、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

（墓所の変更等）

第20条 市長は、墓地の管理又は公共事業執行のため必要があると認めるときは、使用者に対し、墓所の変更若しくは返還又は墳墓等の移転若しくは改造を命ずることができる。

（損害賠償）

第21条 使用者その他墓地を利用する者は、故意又は過失により、墓地の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日までに解散前の公益財団法人伊勢市霊園公社が定めた規程によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

第3条 前条の規定により一般使用許可を受けたものとみなされる使用者であって市長が定めるものについては、第15条（第2項を除く。）の規定は、適用しない。

第4条 附則第2条の規定により永代管理使用許可を受けたものとみなされる使用者は、当該永代管理使用許可の取消しを市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出をした者に係る永代管理使用許可を取り消したときは、永代管理手数料のうち市長が定めるところにより算定した額に相当する金額を還付するものとする。

別表第1（第9条関係）

区分	墓所の面積	使用料
東向区画	2平方メートル	220,000円
	3平方メートル	324,000円
	4平方メートル	432,000円
	5平方メートル	540,000円
	6平方メートル	636,000円
	8平方メートル	856,000円
	10平方メートル	1,080,000円

西向区画	2 平方メートル	192,000円
	3 平方メートル	288,000円
	4 平方メートル	388,000円
	6 平方メートル	588,000円
きんもくせい	2 平方メートル	250,000円
	3 平方メートル	360,000円

別表第 2（第 9 条関係）

墓所の面積	永代管理手数料
2 平方メートル	660,000円
3 平方メートル	869,000円
4 平方メートル	1,089,000円
5 平方メートル	1,309,000円
6 平方メートル	1,518,000円
8 平方メートル	1,958,000円
10平方メートル	2,420,000円
12平方メートル	2,838,000円
20平方メートル	4,565,000円

備考 墓所の面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、永代管理手数料の額は、該当する墓所の面積の項に規定する永代管理手数料の額と当該永代管理手数料の額の 1 平方メートル当たりの額に当該端数を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

伊勢市上水道給水条例及び伊勢市公共下水道条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第43号

伊勢市上水道給水条例及び伊勢市公共下水道条例の一部を改正する
条例

(伊勢市上水道給水条例の一部改正)

第1条 伊勢市上水道給水条例(平成17年伊勢市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第10条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(前項ただし書の場合における他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。次条第2項、第36条第2号及び第39条第2項において同じ。)」を加え、同条第3項中「管理者」の次に「(第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)」を加える。

第12条第1項及び第15条中「管理者」の次に「(第10条第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)」を加える。

第16条第1項中「管理者が」を「管理者(第10条第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)が」に改める。

第39条第2項中「管理者又は」を「管理者(第10条第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)又は」に改める。

(伊勢市公共下水道条例の一部改正)

第2条 伊勢市公共下水道条例(平成17年伊勢市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（管理者が定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 管理者が定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（法第3条第2項の規定により公共下水道を設置する都道府県知事及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。）が排水設備等の新設等の工事を行うことについての指定をした者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第44号

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団条例（平成17年伊勢市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「居住して」を「居住し、勤務し、又は在学して」に改める。

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 第4条第1号に掲げる資格を有しなくなったとき。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条の見出しを「（退職）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第45号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」に改める。

第29条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内

にある小規模保育事業所 A 型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

第31条第 1 項中「特区法第12条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所 B 型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 B 型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

第44条第 1 項中「特区法第12条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

第47条第 1 項中「特区法第12条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

附則第 8 条中「この条」の次に「及び次条第 2 項」を加える。

附則第 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所 A 型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

(伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正)

第3条 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

（伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第46号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市総合計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 46 号

伊勢市総合計画審議会規則の一部を改正する規則

伊勢市総合計画審議会規則（平成 28 年伊勢市規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 3 項中「委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員」に改める。

附 則

この規則は、伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例（令和 7 年伊勢市条例第 37 号）の施行の日から施行する。

スマートシティ伊勢推進構想策定委員会規則等を廃止する規則をここに
公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 47 号

スマートシティ伊勢推進構想策定委員会規則等を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) スマートシティ伊勢推進構想策定委員会規則（令和 5 年伊勢市規則第 18 号）
- (2) 伊勢市行政改革推進委員会規則（平成 17 年伊勢市規則第 5 号）
- (3) 伊勢市まち・ひと・しごと創生会議規則（平成28年伊勢市規則第24号）

附 則

この規則は、伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例（令和 7 年伊勢市条例第 37 号）の施行の日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 48 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「保険医療機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第 2 項中「受けた保険医療機関」を「受けた保険医療機関等」に、「当該保険医療機関」を「当該保険医療機関等」に改める。

第 10 条の 2 の見出し中「保険医療機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第 1 項中「当該保険医療機関」を「当該保険医療機関等」に改め、同条第 2 項中「保険医療機関」を「保険医療機関等」に改める。

様式第 6 号中「令和 年」を「 年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第49号

伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市子育て支援センター条例施行規則（令和元年伊勢市規則第15号）
の一部を次のように改正する。

別表伊勢市明倫子育て支援センターの項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第50号

伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則（平成17年伊勢市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（受付時間）

第1条の2 伊勢市休日・夜間応急診療所（以下「診療所」という。）の受付時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、受付時間を変更することができる。

診療科目	診療日	受付時間
内科及び 小児科	平日	午後7時15分から午後9時30分まで
	日曜日、休日、1 月2日、1月3日 及び12月31日	午前9時45分から午前11時30分まで、午後 1時から午後4時30分まで及び午後7時 15分から午後9時30分まで
歯科	日曜日、休日、1 月2日、1月3日 及び12月31日	午前9時45分から午前11時30分まで及び 午後1時から午後4時30分まで
備考		
1 この表において「平日」とは、日曜日、休日、1月2日、1月 3日及び12月31日以外の日をいう。		
2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23年法律第178号）に規定する休日をいう。		

第2条中「伊勢市休日・夜間応急診療所（以下「診療所」という。）」を「診療所」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年10月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 8 号

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第166号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年10月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	桧尻川線	船江3丁目1784番5地先から 船江3丁目1980番7地先まで	旧	3.3～9.2	1222.9
			新	3.3～27.62	1222.9

伊勢市農業委員会告示第 11 号

伊勢市農業委員会第 238 回総会を次のとおり招集します。

令和 7 年 10 月 9 日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薊公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 非農地証明願について
 - 議案第 6 号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への要請分)

伊勢市公告第 49 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 10 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び名称

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 50 号

公 示 送 達

下記の者の令和 6 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 10 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び名称

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 51 号

公 示 送 達

下記の者の令和 7 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 10 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び名称

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 52 号

第 3 期伊勢市生活排水対策推進計画を策定しましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 6 条第 4 項及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の 9 第 7 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

令和 7 年 10 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 53 号

令和 7 年 10 月 3 日伊勢市公告第 50 号（公示送達）の一部を次のように
変更します。

令和 7 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

公示送達を受けるべき者の氏名及び名称の表 PHAM THI THU
UYEN の項を削る。

伊勢市公告第 54 号

伊勢市地域の農業の振興に関する計画を策定するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の案を公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

令和 7 年 10 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の案の縦覧期間

自 令和 7 年 10 月 15 日

至 令和 7 年 11 月 14 日

2 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

伊勢市産業観光部農林水産課 伊勢市役所本庁舎東館 3 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

伊勢市消防本部公告第 2 号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第 205 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和 7 年10月 6 日

伊勢市消防長 堀 江 武

1 会 場

高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線～伊勢市駅周辺（別紙）

2 名 称

伊勢まつり

3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 世古 和久

※「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供する。

伊勢市監査委員公表第6号

令和6年度定期監査等結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月3日

伊勢市監査委員	檜山	高知
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	中村	功

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
総務課	①毎年度、全庁的に同じような事務ミスが繰り返されている。抜本的な対策として、地方自治法上の内部統制に準じた制度を整えることも一方法と考える。ミスの減少は、公共サービスの信頼度の向上や経費の削減に繋がるものである。検討いただきたい。	「検討中」 地方自治法上の内部統制制度及びこれに準じた制度については、他団体の動向等を見つつ、情報収集に努めていきます。
課税課	①事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「実施中」 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備に取り組んでいます。

【危機管理部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
危機管理課	①地震、水害や事故等について、自助・共助・公助に区分した対応を時系列で想定する等の取り組みを進めていただいていることには安心を覚える。ただし、各チームを設けて検討されている発災時の対応については、その統括事務を一段と進めていただくことをお願いしたい。	「実施中」 各チームにおいて、BCPの見直しを図るとともに、市長・副市長、各チーム長で構成したBCM定例会を年2回開催し、その進捗状況を管理しています。BCM定例会については、毎年2回開催し、継続して各チームの進捗管理を行っていきます。

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
企画調整課	①市民への行政アンケートは、伊勢市ＬＩＮＥ公式アカウント登録者が中心となっている。その登録者が未だ市民全体に占める割合が十分でないことを考慮し、偏りがないう分析を望みたい。	「措置済」 現在の手法については、オンラインによる回答が可能な方に限定されるという課題はありますが、回答者の年代や地域等の属性に大きな偏りはなことを確認しており、全体の傾向等を把握するための精度は有していると認識しています。 また、より多くの方に回答いただけるよう、事業者と連携したプレゼント企画の実施、加えて、伊勢市ＬＩＮＥ公式アカウントへの登録呼びかけの取組みも行っています。 なお、市が行うアンケート調査全体としては、本市民アンケートのほか、計画策定のためのアンケート調査等、紙アンケート調査の実施も計画しているところであり、紙とオンラインのそれぞれの特性を踏まえながら、使い分け・併用しながら、適切に状況把握を行っていきます。
財政課	①日本銀行の政策金利引き上げにより、市中金利の一段の上昇が予想されている。資金運用については、金利の推移を注視しつつ、資金需要と適切なマッチングを考慮して、対応いただきたい。	「実施中」 中長期的な資金需要を見通し、安全性および流動性を十分に確保した上で、適宜情報収集を行い、運用収益の最大化を図り、効率的な資金運用に取り組んでいます。

【資産経営部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
資産経営課	①市は、「ゼロカーボンシティ いせ」を表明した。庁舎や多くの公用車を管理する部署として、その実現に向けた行程を環境課と協議し、実現への取組みを示していただきたい。	「実施中」 公共施設の脱炭素化を図るため、伊勢広域環境組合の新ごみ処理施設において発電されるCO ₂ フリー電力を、小売電気事業者を通じて、令和9年度内に供給を受ける予定です。 また、公用車については、総台数の適正化を図るとともに、更新時には、原則、電動車を導入しています。
契約課	①契約保証金の返還について、工事請負費の支払日の前日としているが、請負業者の負担等を考慮すると早期に返還することが望ましいと考える。	「措置済」 契約保証金について、契約内容の履行が確認でき次第、速やかに請負業者に返還するよう改めました。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
市民交流課	①まちづくり協議会について、労働関連帳簿の整備や備え付けの具体的な指導が必要と考える。また、多額の補助金が交付されていることを鑑み、団体自身のチェック機能向上のため、条例でもって監査担当職の設置を義務付けてはどうかと考える。	「実施中」 労働条件通知書、または雇用契約書の作成についてまちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に簿冊が整備されるよう指導を行っていきます。 まちづくり協議会の監査につきましましては、現在まちづくり協議会において決算時に監事によるチェック、報告を行っているほか、市民交流課職員が担当地区のまちづくり協議会の活動、会計処理におけるサポートを行っています。また、監査担当職の条例での設置の義務付けにつきましましては、今後他市での事例も研究していきます。

	②事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「検討中」 決裁規程及び経理規程については、整備を検討中です。
戸籍住民課	①窓口業務の見直し案への努力は多とするも、そうした投資が必ずしも経費削減等、費用対効果に繋がっていない。サービス向上の尺度も難しい面があるが、考慮いただきたい。	「措置済」 窓口業務の見直しに関しては、今後も継続的な検証を行いながら進めていきます。その際、市民のニーズを的確に把握し、市民の利便性向上や職員の負担軽減を図るとともに、費用対効果にも十分留意して取り組んでいきます。
人権政策課	①前年度に購入し、残った学生ボランティア配布用の図書カードについて、保管分を新年度の事業に使用する旨を起案文書に明記しておくべきと考える。 ②事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「措置済」 令和6年度から図書カードに余剰が生じた場合の取り扱いについて、購入時の起案文書に明記しておくよう改めました。 「検討中」 作成した決裁規程及び経理規程の案を次回委員会開催時に協議事項として提出する予定です。
環境課	①市は、「ゼロカーボンシティいせ」を表明した。所管課として、市全体での組織づくり及び行程表の作成を進め、実現への取組みを示していただきたい。また、伊勢地域全体、ひいては広域での取組み課題とすべきものとするので、民間組織を含めた関係団体とも協働して進めていただきたい。	「実施中」 本年3月に改定した「伊勢市地球温暖化防止実行計画」において、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で48%削減する目標を掲げ、計画に掲げた取組を関係課や事業者等との連携の下で進めています。 市域における排出量削減については、カーボンニュートラルの推進に向けた協定を締結した事業者と連携し、市内事業者の取組促進や環境教育をはじめとする市民啓発などの取組みを推進するほか、ごみ発電電力の活用

		やペットボトルの水平リサイクルなど、近隣自治体とも連携しながら取り組みを進めています。 また、事務事業における温室効果ガス排出量削減に向け、公共施設の照明LED化、新施設への再生可能エネルギー導入、ごみ発電電力の活用、公用車の電動化等について、関係課と協議しながら進めています。
	②事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「検討中」 作成した決裁規程及び経理規程の案を、当該団体の次回会議において協議事項として提出する予定です。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
健康課	①コロナ禍は市政に大きな衝撃を与えた事象であった。後代の感染症の発生に備え、情報を整理し、次の感染症発生時に活用できるように記録しておくべきと考える。一考いただきたい。 ②事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「検討中」 大きな感染症は定期的に発生するものとは理解していますので、伊勢保健所等にも確認しながら記録するようにします。 「検討中」 適正な事務処理を行うため、決裁規程や経理規程の整備を検討中です。
高齢・障がい福祉課	①防災ささえあい名簿の登録希望確認について、75歳時のみ実施している。以後の希望変更のフォロー方法について検討をお願いしたい。	「措置済」 75歳到達後の登録希望等については、広報いせ等での周知に努め、随時受付をしています。また、要介護状態となられた方に対しましては、担当のケアマネージャー等からの意向確認を行っています。

福祉総務課	①事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「検討中」 適正な事務処理を行うため、決裁規程や経理規程の整備を検討中です。
保育課	①小俣子育て支援センター及び御園子育て支援センターの責任者を近隣の保育園の園長が兼務している。同支援センターは、保育所とは所在地が異なっており、安全管理、緊急時の対応、また勤務者の心理負担面から、単独の責任者を配置すべきと考えるので検討いただきたい。 ②民間施設を含む保育所現場では、視座・視点が異なる場合がある。職員管理等、現場の負担軽減に保育課のサポートは欠かせず、現場との対話を絶やさないようにお願いしたい。	「検討中」 地域子育て支援センターに配置する職員については、児童福祉法に基づく国の実施要綱により「子育て親子の支援に関して意欲のあるものであって、子育て知識と経験を有する専任の者を2名以上配置とすること。（非常勤職員でも可。）」とされており、いずれの施設も配置基準以上の職員を配置し、安心して利用いただくために十分な体制をとっています。 単独の責任者の配置については、今後の保育士の採用計画にも影響いたしますので関係部署と協議・検討します。 また、今後は保育園等の更新・統廃合時に子育て支援センターを併設する形を考えています。 「措置済」 公立施設に対しては、毎月開催の公立所長会において各園の状況や情報交換を相互に行っていると同時に、保育課所属の園長経験者が各園を定期的に訪問し、新規採用職員や園長とのヒアリングを行っています。また、安全衛生委員会保育所部会において保育職場所属の全職員を対象としたアンケートを毎年実施しており、職場環境の把握と改善に努めています。 民間施設に対しては、市内の教育・保育関係団体との関係を密にし、施設長会議等の場において、情報共有等を行っています。また、毎年度の予算作

		成に先立ち、民間施設への個別ヒアリングを行い、各施設成に先立ち、民間施設への個別ヒアリングを行い、各施設の現状や要望等の把握に努めています。
--	--	--

【産業観光部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
商工労政課	①伊勢のお店応援商品券事業の実施にあたり、再委託先の増加は、検査の複雑化、事業費の増加のリスクを内包している。今後の事業実施にあたっては、考慮いただきたい。	「検討中」 商品券事業の在り方を含めて、検討していきます。
農林水産課	①伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設におけるキャッシュレス決済手数料の補填は、実質、物品委託販売の納入者支援となっていると考える。本事業は、指定管理者を対象とすべきであり、納入者支援は別途補助金制度により対応すべきと考える。	「検討中」 キャッシュレス決済手数料については、指定管理者が納入しており、現在、指定管理者に対して支援しているところですが、今後、状況をみて対応していきます。
観光誘客課	①事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「実施中」 伊勢熊野観光連絡協議会の決裁規程、経理規程について、新規に整備予定です。

【都市整備部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
監理課	①事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「検討中」 決裁規程や経理規程の必要性や適用範囲を含め検討中です。

都市計画課	①公共サイン計画について、実効性のあるものとなるよう、必要箇所、視認性及びスピード感等を十分に考慮し、進めていただきたい。 ②事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「措置済」 伊勢市公共サイン計画を、整備を実施する各課に周知するとともに、整備の原則や手順について助言を行い、実効性のあるものとなるよう進めています。 「検討中」 決裁規程や経理規程の必要性や適用範囲を含め検討中です。
交通政策課	①観光交通対策特別会計について、基金積立金が事業費と同科目であること、また、余剰予定額の積立を年度途中で行っていることにより、単年度収支が把握しづらい。当該会計は、駐車場管理を主とする事業会計と考えられ、単年度収支をわかりやすくすることが望ましいと考えるので、検討いただきたい。 ②伊勢地域観光交通対策協議会がパーク&バスライドの事業を行っている。収入金は、同協議会が独自に経理しており、その事務は当該部署が担っている。また、同協議会に、特別会計から負担金を支出し、経費に充てている。共に交通対策を担うものであり、その出納事務を一本化し、収入金の公会計化と事務の効率化及び適正化を考慮すべきと考える。検討いただきたい。	「検討中」 単年度収支がわかりやすくなるよう、どのような表現が適切か今後検討します。 「検討中」 伊勢地域観光交通対策協議会と調整し、収入金が一層適正に管理されるよう業務の整理を検討します。

【二見総合支所】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
生活福祉課	①交番用地の貸付料を無償としている。他の総合支所では有償としており、統一した対応をすべきと考えるので見直しを検討いただきたい。	「検討中」 過去の経過を確認し、関係各所と調整しながら、次の契約更新時に見直しを検討します。

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
生活福祉課	①駐車場使用料について、未納者に対する督促状に誤解を招く文言があると考えるので見直しをお願いしたい。	「措置済」 督促状を見直し、誤解を招く文言を修正しました。

【会計課】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
会計課	①押印廃止により、印字のみの請求書が見られる。支払先からの正当な請求書であるか見極め、適切な支払処理に努めていただきたい。 ②委託契約や負担金等において、全額を一括で前払いしている事例が散見される。業務の検証リスクや市の資金繰りを考慮すると、必要最小限に留めるべきと考える。検討いただきたい。	「実施中」 令和6年12月16日付通知「請求書の取扱いに関する補足について」を発出し、押印が省略された請求書の真正性の確認について具体的にその方法を示しました。今後も、各所属への周知・啓発に努め、支払処理のさらなる適正化を図ります。 「実施中」 委託料や負担金の前金払の審査にあたっては、必要最小限に留めるべきことを念頭に、その必要性を支出決定権者に確認し業務の検証を促しています。

【選挙管理委員会事務局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
選挙管理委員会事務局	①投票用紙は、公文書に該当する。その保管について、期間は満たしているが、簿冊として登録されていない。その保管には十分な注意をお願いしたい。	「措置済」 投票用紙は、開票録の証拠書類として簿冊管理しています。 なお、投票用紙の保存については、公職選挙施行令第45条に規定されている当該選挙に係る議員又は長の任期終了まで保存した後、廃棄処理を行っています。 また、保存期間中は選挙管理委員会において段ボールに密封梱包したうえで、施錠保管しています。

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
経営企画課	①手術室ボイラー保守業務委託について、ボイラー技師資格の確認を行うべきと考えるので、考慮いただきたい。 ②日本銀行の政策金利引き上げにより、市中金利の一段の上昇が予想されている。利息の生じない決済性預金を利用しているが、事業運営の一助とするため、資金運用を検討いただきたい。	「措置済」 受託者からボイラー技士免許の写しを収受し、資格の確認を行いました。 「措置済」 基金の一部資金について定期預金による運用を開始しました。今後も市中金利の動向を注視しながら資金の運用に努めます。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
教育総務課	①給食費について、透明性の向上や教職員の負担軽減等から、文部科学省においても公会計化が推進されており、検討いただきたい。	「検討中」 他市町の事例等も研究しながら、検討を進めます。

	②過去に購入し、現在では発行されていない額面の郵便切手や郵便はがきを多量に保管している。他の切手と組み合わせて使用するなど、有効に活用していただきたい。また、今後は適正な量の購入に努めていただきたい。	「実施中」 既存の切手については、予算不足時の予備として、異なる種類の切手と組み合わせながら有効的に活用します。また、小中学校に対し、切手の新規購入に際しては必要数を精査した上で要望するよう依頼しています。
学校教育課	①モデル事業について、全体的な広がりが見られない事例が多い。学校間での公平性を保つためにも迅速な展開が必要と考えるので検討いただきたい。 ②事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。	「実施中」 これまでに事業未実施の学校に声をかけ、事業への参加を促しています。また、モデル事業に取り組んでいる学校の取組みの様子や成果、課題等を、授業公開や報告を通して、各校に周知するようにしています。 「検討中」 決裁規程及び経理規程については、事務補助団体を所管する各課と調整を行い、整備を検討中です。
教育メディア課	①視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律で努力義務とされている計画策定を進めるべきと考えるので、検討いただきたい。 ②学校において、個人が所有するUSBメモリを使用している事例が認められた。個人情報紛失に繋がる恐れがあると考えるので、取扱いを検討いただきたい。	「検討中」 計画策定に向けて検討を進めます。 「検討中」 情報セキュリティの徹底とUSBメモリ等各種記憶媒体の適切な取り扱いについて、各校に周知しました。また、教育用ネットワーク運用マニュアルの改訂に合わせて、USBメモリの物理的接続制限も含めて取り扱いを検討します。
スポーツ課	①スポーツ大会等出場選手激励金の交付の詳細を内規で定めているが、規程整備上、疑問を覚える。一考いただきたい。	「検討中」 激励金の交付に関する現行の規程を整理するとともに、例規への掲載についても検討していきます。

小中学校	①個人が所有するUSBメモリを使用している事例が認められた。個人情報の紛失に繋がる恐れがあると考えるので、取扱いを教育研究所と協議し、見直しをお願いしたい。	「措置済」 教育委員会事務局からの指示に従い、情報資産の取り扱いについて適切に見直しました。
------	--	---

工事監査

【伊勢市上下水道部庁舎建設工事】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
（発注課） 上下水道総務課 （工事監督課） 営繕課	① 災害防止協議会について、議事内容の詳細な記録が十分でないとする。労働災害が生じた場合に備え、できる限り詳細な記録が必要と考えるので指導いただきたい。 ② 施工計画書で求める報告書類について、提出を受けた際に記録しているが、提出予定日及び提出日の一覧表の作成等により、提出の遅れや漏れが生じないよう管理することを検討いただきたい。 ③ 労働災害無災害記録について、目標延時間と達成時間共に掲示し、安全意識向上に努めることを検討いただきたい。 ④ 施工計画書に、気象警報や地震等への対応については記載されているが、資材不足、人員不足及び社会的混乱等のリスクへの対応については記載がない。対応への事前協議が必要と考えるので、検討いただきたい。	「措置済」 議事内容について、詳細な記録を残すよう請負者に指導を行いました。今後も適切な現場管理の指導に努めます。 「措置済」 報告書類の提出予定一覧表等を作成し、提出の遅れや漏れが生じないよう管理を行い改めました。 「実施中」 労働災害無災害記録について、現場内等に目標延時間と達成時間を掲示するよう請負者に提案します。 「実施中」 自然災害以外の資材不足、人員不足及び社会的混乱等のリスクへの対応についても、施工計画書へ記載するよう請負者に指示します。

伊勢市監査委員公表第7号

令和6年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月3日

伊勢市監査委員	檜山	高知
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	中村	功

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【二見まちづくりの会、豊浜東まちづくり協議会、豊西まちづくりの会、北浜まちづくり会議、御園まちづくり協議会】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
市民交流課	①まちづくり協議会から各自治会に事業費が支出されているが、その資金使途の把握がなされていない。補助金の支出目的に沿うものか確認が必要と考えるので、検討いただきたい。 ②支出後、戻入が生じた案件について、差し引いた額で支出伺いを作成している事例が認められた。支出伺いは、予算執行の承認を得るため事前に作成すべきもの、また、戻入伺いは、戻入が生じた時点で作成すべきものと考えているので、指導いただきたい。	「措置済」 内容が把握できるよう、事業実績の提出様式としてまちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行っています。 「措置済」 まちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行っています。
まちづくり協議会	①一般会計から基金や小口現金への出入金について、その伝票が作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をお願いしたい。 ②物品購入について、用途及び数量等の記載がない事例が多数認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、記載いただきたい。 ③支出後、戻入が生じた案件について、差し引いた額で支出伺いを作成している事例が認められた。支出伺いは、予算執行の承認を得るため事前に作成すべきもの、また、戻入伺いは、戻入が生じた時点で作成すべきものと考えているので、改善をお願いしたい。	「措置済」 市に確認し助言・指導を受けながら、必要書類を適切に作成するよう努めます。 「措置済」 資金執行マニュアルに基づき、適切に記載するよう努めます。 「措置済」 資金執行マニュアルに基づいた事務処理を行うとともに、不明な点は相談し、指導を受け、適切に処理するよう努めます。

【伊勢市障がい者基幹相談支援センター】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
福祉総合支援センター	①指定管理者候補の審査にあたっては、継続したサービス提供の可能性判別のため、財務状況資料の確認が必要である。検討いただきたい。 ②利用者のニーズや満足度を把握し、利用者の声をくみ取るべくアンケート等の実施を行うべきと考えるので、検討いただきたい。 ③管理物件や業務等の実情と仕様書で整合性が取れていない点認められた。次回の更新の際に見直しをお願いしたい。	「措置済」 令和８～１０年度の指定管理候補者の募集にあたっては、選定委員会で経理の専門職により財務状況の書類を審査する体制を整えた上で公募を行いました。 「措置済」 令和７年度から、利用ニーズや満足度を把握するためのアンケートを実施しました。 「措置済」 令和８～１０年度の指定管理候補者の募集にあたっては、ご指摘のあった事項について仕様書の修正を行いました。